



 ペット&ファミリー
少額短期保険株式会社

〈登録番号:関東財務局長(少額短期保険)第2号〉

平成25年 8月作成

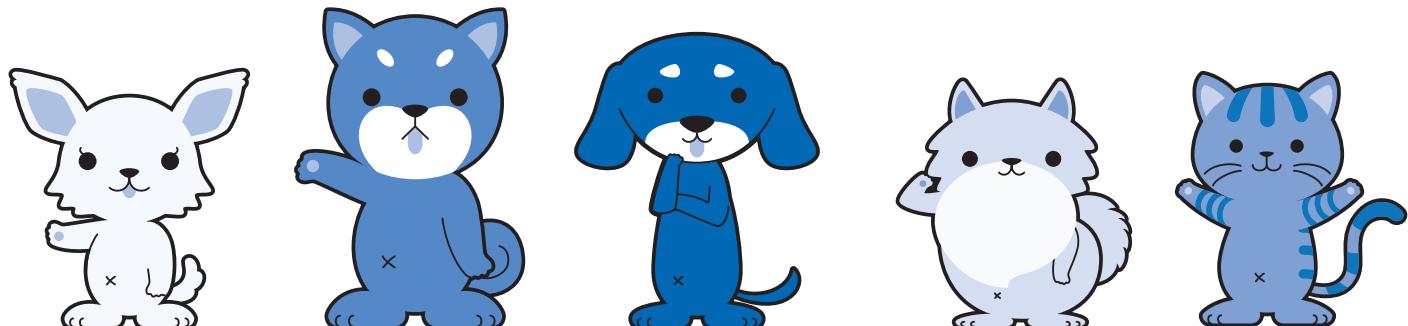
もくじ

ペット医療費用保険重要事項説明書

契約概要のご説明	2
注意喚起情報のご説明	6

ペット医療費用保険普通保険約款および特約条項

第1章 用語の定義条項	9
第2章 補償条項	9
第3章 基本条項	10
<別表1 保険料の返還（第24条関係）>	14
特定疾病補償対象外特約	14
保険料分割払特約	14
初回保険料の口座振替に関する特約	15
継続契約初回保険料の口座振替に関する特約	15
クレジットカードによる保険料支払に関する特約	16
保険契約の継続に関する特約（年払契約用）	16
保険契約の継続に関する特約（分割払契約用）	17
通信販売に関する特約	18



ペット医療費用保険重要事項説明書

契約概要のご説明

- この「契約概要のご説明」は、ペット医療費用保険の商品内容をご理解いただくために特に重要な情報を記載したものです。
ご契約の前に必ずお読みいただき、内容をご承諾のうえ、お申し込みくださるようお願い申し上げます。
- この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳しくはペット医療費用保険普通保険約款および特約条項等をご参照ください。なお、ご不明な点につきましては、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

商品の仕組み

1. 名称 ペット医療費用保険（愛称：げんきナンバーわん）

2. 商品の仕組み

この商品は、日本国内で家庭用として飼育される犬または猫（以下「ペット」といいます）を対象とした保険です。ご契約のペットがケガまたは病気（注1）によって診療を受け、被保険者（飼い主）が支払った治療費（注2）の一定割合を補償します。

（注1）「ケガまたは病気」とは、約款上の「傷害または疾病」のことを指します。

（注2）保険金のお支払い対象とならない治療費等がありますので、詳しくは、下記「補償の内容 2. 主な免責事由（保険金をお支払いできない主な場合）」をご参照ください。

補償の内容

1. お支払いする保険金

被保険者（飼い主）の負担した治療費が、以下の(1)・(2)・(3)の全てに当てはまる場合には、その治療費に補償割合を乗じた額を保険金としてお支払いします。なお、被保険者（飼い主）の負担した治療費に補償割合を乗じた額が保険金額を超える場合は、保険金額を保険金としてお支払いします（注3）。

（1）ご契約のペットがケガまたは病気を被ったことによる治療費であること

（2）保険期間中（1年間）に日本国内の動物病院においてなされた治療による治療費であること

（3）臨床獣医学上、一般的に認められている診断または治療処置方法で要した治療費であること

（具体的には、①診察料（再診料を含みます）、②時間外診料、③検査料、④処置料、⑤手術料、⑥入院料、⑦薬剤料、⑧材料（包帯・ギブス等）、⑨医療器具使用料、⑩保険金請求に必要な診断書等の作成料 等をいいます）

（プランとお支払いする保険金）

プラン名	補償割合	保険金額 (保険金支払限度額)	お支払いする保険金
プラン50	50%	50万円	・「被保険者の負担した治療費（注3）」×50% ・50万円が上限となります。
プラン70	70%	70万円	・「被保険者の負担した治療費（注3）」×70% ・70万円が上限となります。

（注3）保険金のお支払い対象とならない治療費等がありますので、詳しくは、下記「補償の内容 2. 主な免責事由（保険金をお支払いできない主な場合）」をご参照ください。

2. 主な免責事由（保険金をお支払いできない主な場合）

契約者・被保険者の行為によるもの	<ul style="list-style-type: none">●契約者・被保険者等の故意・重大な過失、自殺行為、犯罪行為、闘争行為によって生じたケガ・病気●契約者・被保険者・獣医師等の不正行為による保険金請求●動物愛護及び管理に関する法律等に反する不適切な飼養・管理のために生じたケガ・病気
自然災害等によるもの	<ul style="list-style-type: none">●地震・噴火・津波・風水害等の自然災害によって生じたケガ・病気●戦争・外国の武力行使・革命・政権奪取・内乱・武装反乱・核燃料物資等によって生じたケガ・病気
既往症・先天性疾患 等	<ul style="list-style-type: none">●初年度契約の保険期間の初日において既に生じていたケガ・病気（既往症）●待機期間中に生じたケガ・病気●先天性・遺伝性疾患
予防可能な感染症	<ul style="list-style-type: none">●過去1年内に獣医師が指定する予防プログラムに従って正しく予防しなかったために発症した以下の感染症<ul style="list-style-type: none">・犬：犬糸状虫症（フィラリア症）、ジステンパー、伝染性肝炎、アデノウイルスⅡ感染症、パラインフルエンザ、パルボウイルス感染症、レプトスピラ感染症、コロナウイルス感染症、狂犬病・猫：フィラリア症、汎白血球減少症、カリシウイルス感染症、ウイルス性鼻氣管炎（ヘルペス）、白血病ウイルス感染症（FeLV）、クラミジア
この保険制度上、補償対象外となるケガ・病気	<ul style="list-style-type: none">●猫免疫不全ウイルス（FIV）感染症（猫エイズ）●傷病名が特定されないケガ・病気●股関節脱臼・膝関節脱臼・膝蓋骨脱臼（亜脱臼を含みます） ※交通事故が直接的原因となり発症した場合は、保険金のお支払い対象となります。●心身症

この保険制度上、ケガ・病気にあたらないもの	<ul style="list-style-type: none"> ●臍ヘルニア・そけいヘルニア・停留睾丸・乳歯遺残・偽妊娠 ※健康回復のために必要な治療である場合は保険金のお支払い対象となります。 ●交配・妊娠・出産・早産・流産 ※帝王切開については、緊急性を伴うものである場合は保険金のお支払い対象となります。
予防医療 等	<ul style="list-style-type: none"> ●健康診断・症状を伴わず実施の検査 ●治療を伴わない検査・診察 ●疾病予防のための検査・投薬 ●予防接種(ワクチン接種) ●健康体に施す処置(肛門腺しづり、爪切り、耳そうじ、まづけ抜き等) ●マイクロチップの挿入
この保険制度上、治療に該当しないもの	<ul style="list-style-type: none"> ●断尾・断耳 ●声帯除去 ●美容整形手術(歯列矯正を含む) ●爪除去(狼爪除去を含む) ●避妊手術・去勢手術 ●歯石除去 ●安楽死
この保険の制度上、治療目的であっても対象外のもの	<ul style="list-style-type: none"> ●病理組織学的検査 ●処方食 ●健康補助食品・サプリメント ●漢方、温泉療法、酸素療法、中国医学(鍼・灸を含みます)、インド医学、ハーブ療法、ホメオパシー、アロマセラピー、免疫療法等の代替医療 ●自宅で使用するシャンプー(医薬品および医薬部外品を含みます)、イヤーカリーナ(医薬品および医薬部外品を含みます)、コンディショナー等 ※獣医師が通常の治療の一環として、動物病院で行った薬浴は保険金のお支払い対象となります。 ●ノミ・ダニ等の外部寄生虫の除去・駆除費用 ※毛包虫(アカラス・ニキビダニ)、皮膚疥癬(ミミヒゼンダニ・耳ダニを除く) の駆除費用は保険のお支払い対象となります。 ●皮膚病・口腔内疾患・外耳炎に対する入院治療における入院費
治療付帯費用	<ul style="list-style-type: none"> ●カウンセリング料、相談料、指導料、紹介料 ●ペットの移送費 ●親犬・親猫が新生仔の付添に要した費用 ●各種証明書類の作成・郵送費用(保険金請求に必要な診断書等の作成費用は保険金のお支払い対象となります) ●医薬品の郵送費用 ●葬儀費または埋葬費等ペットの死後に要した費用

3.保険金を条件付きでお支払いできる治療費

※以下については、病院の診断内容と一般獣医学情報等により総合的に保険金支払の可否を判断いたします。

お 支 払 い 条 件	
外部寄生虫の駆除費用	毛包虫(アカラス・ニキビダニ)、皮膚疥癬(ミミヒゼンダニ・耳ダニを除く)の駆除の場合
停留睾丸の摘出費用	腫瘍化(もしくはそれを疑う所見)があり、その治療として実施した場合
乳歯遺残の抜歯費用	乳歯遺残が直接的な原因となった傷病があり、その治療として実施した場合
臍ヘルニア・そけいヘルニアの治療費	病化(腹膜炎や壊死等)しており、その治療として実施した場合
股関節脱臼・膝関節脱臼・膝蓋骨脱臼(亜脱臼を含みます)	交通事故が直接的原因となり発症した場合
帝王切開費用	緊急性を伴う状態であり、その治療として実施した場合

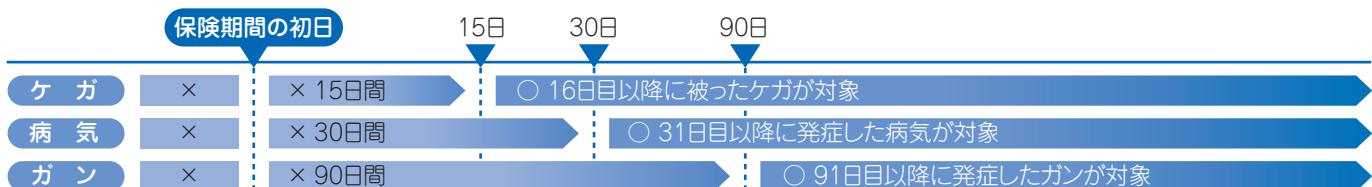
4.付帯される特約およびその概要

名 称	概 要
特定疾病補償対象外特約	<p>以下のいずれかの疾病的告知があった場合に付帯され、その疾病が免責(保険金のお支払い対象外)となります。また、以下の疾病以外にも加入審査によって、保険証券、継続証等に記載された疾病が免責(保険金のお支払い対象外)となります。</p> <p>①心疾患 ②椎間板ヘルニア ③股関節形成不全 ④膝蓋骨脱臼 ⑤犬糸状虫症(フィラリア症) ⑥レッグ・ペルテス(大腿骨頭壊死症) ⑦巨大結腸症 ⑧白内障 ⑨緑内障 ⑩妊娠 ⑪腫瘍・腫瘻[(皮膚のできもの等)現在消失しているものを除く] ※椎間板ヘルニア、股関節形成不全、膝蓋骨脱臼、レッグ・ペルテス(大腿骨頭壊死症)、白内障、緑内障については、保険期間の開始前に既に発症していた部位に限らず、保険期間の開始後に発症した異なる部位についても、免責となります。 ※妊娠については、保険期間の開始前の妊娠が免責となりますが、保険期間の開始後の妊娠については、緊急性を伴う帝王切開は、免責となりません(保険金のお支払い対象となります)。 ※腫瘍・腫瘻については、保険期間の開始前に既に発症していた良性の腫瘍・腫瘻が免責となりますが、保険期間の開始後に発症した良性の腫瘍・腫瘻については、免責となりません(保険金のお支払い対象となります)。</p>

名 称	概 要
保険料分割払特約	保険料を月払で払い込むための特約であり、全ての月払契約に付帯されます。
クレジットカードによる保険料支払に関する特約	保険料をクレジットカードで払い込むための特約であり、全てのクレジットカード払契約に付帯されます。
保険契約の継続に関する特約	継続手続の方法についての特約であり、年払契約は年払契約用、月払契約は分割払契約用が付帯されます。
通信販売に関する特約	保険契約を通信販売(郵送またはウェブサイト)により申し込むための特約であり、全ての通信販売契約に付帯されます。

5. 保険期間および保険契約の継続

- (1)この保険契約の保険期間は1年間ですが、原則としてご契約を終身継続することができます。
 (2)初年度契約に限り、保険金をお支払いできない(保険の対象とならない)以下の待機期間があります。



- (3)ご継続時のお手続き方法等は、以下の通りとなります。

- ①ご契約者様が、保険期間の終了月の2ヶ月前の初日までに送付される案内書類に対し、保険期間の終了月の1ヶ月前の初日までに「継続の中止」「契約内容の変更」のお申し出をされなかった場合は、この案内書類に記載されていた契約内容で、ご契約が自動的に継続となります。
- ②保険期間の終了する以前に開始した治療について、保険期間の終了を過ぎて継続して治療がなされた場合は、原則として保険金のお支払いはできません。但し、継続契約の締結がなされ、かつ、継続契約に関する保険料のお支払いがあった場合に限り、継続して保険金をお支払いします。
- ③同一のペットについて、保険金のお支払いが著しくまたは突出して増加する場合等は、治療を受ける動物病院の変更をお願いすることがある他、上記①の案内書類に代え、継続契約を引き受けない旨を記載した書面を送付することができます。

6. 引受条件

(1)ご加入できるペットとできないペット

ご加入できるペット	ご加入できないペット
①日本国内のご家庭で飼育される犬または猫 ②以下の年齢の犬または猫 ※保険期間の初日時点の満年齢	①ペットショップ・ブリーダー等が売買目的で飼育する犬または猫 なお、売買後の犬または猫は、ご加入できます。 ②闘犬または競争犬等の興行目的で飼育される犬または猫 ③警察犬、麻薬犬、救助犬または狩猟犬等の職業犬 ただし、盲導犬・聴導犬・介助犬等の身体障害者補助犬は、ご加入できます。 ④過去に、次の病気と診断されたり、治療を受けたことのある犬または猫(新規加入時に限ります)
新規加入年齢	
犬	生後45日以上
猫	満7歳以下
●悪性腫瘍(ガン) ●腎不全 ●糖尿病 ●肝不全・肝硬変 ●副腎皮質機能低下症・亢進症 ●甲状腺機能低下症・亢進症 ●免疫介在性溶血性貧血 ●巨大食道症(食道拡張症) ●臍外分泌不全 ●猫伝染性腹膜炎 ●猫白血病ウイルス感染症 ●猫免疫不全ウイルス感染症 ●特発性てんかん ●水頭症	

●その他の条件

原則として、**健康体であることが条件となります。**

お引受けに当たっては、告知内容等に対する引受審査を行います。

引受審査の結果によっては、お引受けをお断りしたり、特定の病気についての保険金をお支払い対象外とすることを条件(特定疾病補償対象外特約)にお引受けする場合があります。(審査結果の内容について開示することはできません。)

(2)保険金額

加入プラン(プラン50、プラン70またはプラン80)により保険金額が決まります(注4)。

(注4)保険期間中において、保険金のお支払いが増加し、保険契約の計算の基礎に著しいまたは突出した影響を及ぼす場合は、主務官庁への届出等を行ったうえで、保険金の削減または減額を行うことがあります。

(3)保険料

加入プラン(プラン50、プラン70またはプラン80)、加入タイプ(小型犬、中型犬、大型犬、特大犬または猫)およびペットの年齢等により、保険料が決まります(注5)。

(注5)保険期間中において、保険金のお支払いが増加し、保険契約の計算の基礎に著しい影響を及ぼす場合は、主務官庁への届出等を行ったうえで、保険料の増額を行うことがあります。

(4)ご契約者および被保険者

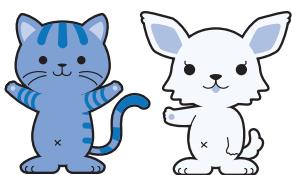
ご契約者とは、保険契約上のさまざまな権利を有すると同時に義務を負う方であり、日本国内に居住する方に限られます。また、被保険者とは、日本国内に居住するペットの飼い主の方であり、ご契約者と同一の方に限られます。なお、保険料はご契約者が払い込み、保険金は被保険者が請求します。

◆保険料の払込期間および払込方法

- (1)保険料の払込期間は、1年間です。
- (2)保険料の払込手段は、クレジットカードのみとなります(保険料領収証は、発行しておりません)。
- (3)保険料の払回数は、年1回払い込まれる年払と毎月払い込まれる月払(所定の割増が適用されます)があります。

◆解約返戻金、満期返戻金および契約者配当金

- (1)この保険契約をご解約(解除)される場合は、当社までお申し出ください。なお、ご解約(解除)の条件によっては、当社の定めるところにより保険料を返還(注6)または未払込保険料を請求させていただくことがあります。
 - (2)保険料を返還する場合は、純保険料相当額(注7)に対して未経過期間(注8)に相応する額を返戻します。
 - (3)この保険契約には、満期返戻金および契約者配当金がありません。
- (注6)返還される保険料(解約返戻金)があっても、多くの場合は、払い込まれた保険料の合計額より少ない金額になります(解約返戻金がない場合もあります)。
- (注7)純保険料相当額とは、営業保険料相当額から販売経費等を控除したものをいいます。
- (注8)未経過期間とは、払い込まれた保険料にて当社が危険負担できる期間のうち、当社の危険負担責任が残存している期間をいいます。なお、保険料の払い込み方法が月払の場合は、未経過期間は発生しませんのでご了承ください。



◆当社(ペット&ファミリー少額短期保険株式会社)の保険に関する苦情またはご相談窓口

〒113-0033 東京都文京区本郷三丁目34番3号、0120-584-412 <http://www.petfamilyins.co.jp/>
※電話受付時間:平日の午前9時~午後5時(土日、祝日・および12/30~1/4を除きます)

◆指定紛争解決機関

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本少額短期保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本少額短期保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本少額短期保険協会「少額短期ほけん相談室」
〒104-0032 東京都中央区八丁堀3-12-8 八丁堀SFビル2階
TEL:0120-82-1144 FAX:03-3297-0755
受付時間:午前9時~午前12時、午後1時~午後5時
受付日:月曜日から金曜日(祝日および年末年始休業期間を除く)



注意喚起情報のご説明

- この「注意喚起情報のご説明」は、ペット医療費用保険のお申し込みをいたぐに際して、お客様にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい情報を記載したものです。ご契約の前に必ずお読みいただき、内容をご承諾のうえ、お申し込みくださるようお願い申し上げます。
- この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳しくはペット医療費用保険普通保険約款および特約条項等をご参照ください。なお、ご不明な点につきましては、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

◆ クーリングオフ(ご契約のお申し込みの撤回または解除)

1. クーリングオフができる場合

ご契約のお申し込み後であっても、ご契約をお申し込みいただいた日またはこの書面の受領日のいずれか遅い日から8日以内であれば、クーリングオフができます。ただし、継続契約の場合は、クーリングオフができません。

2. クーリングオフの連絡方法

クーリングオフをされる場合は、上記期間内(8日以内の消印有効)に当社の本社宛に必ず郵送(葉書または封書)にて、ご連絡ください。なお、ご契約をお申し込みいただいた取扱代理店では、クーリングオフのお申し出を受け付けることができません。

＜宛て先＞ 〒113-0033 東京都文京区本郷三丁目34番3号 ペット＆ファミリー少額短期保険株式会社

クーリングオフ受付係

＜記載必要事項＞
①ご契約をクーリングオフする旨の内容
②ご契約を申し込まれた方の住所、氏名、捺印、電話番号
③ご契約を申し込まれた年月日
④ご契約を申し込まれた保険の内容(加入プラン、加入タイプ、保険期間、証券番号、取扱代理店名)



3. クーリングオフによる保険料の返還

クーリングオフをされた場合は、既に払い込まれた保険料の返還の手続を当社よりご連絡し、手続終了後にお返しします。また、取扱代理店または当社は、クーリングオフによる損害賠償または違約金は、一切請求いたしません。

◆ 告知義務および通知義務等

1. ご契約締結時の注意事項(告知義務等)

- (1)ご契約者および被保険者には、ご契約締結時に、保険契約上の重要な事項として当社がご質問した事項について、正しくご回答いただく義務(告知義務)があります。ウェブサイト上の契約申込画面に登録された記載内容に間違いがないか十分にご確認ください。
- (2)告知内容が事実と異なる場合には、ご契約が解除(解約)となったり、保険金をお支払いできないことがあります。
- (3)なお、暴力団等の反社会的勢力の構成員等、または反社会的勢力と一定の関係を有する方等については、ご契約の締結はできません。ご契約締結後に、当該関係に関する事実が判明した場合は、ご契約が解除(解約)となるとともに、保険金をお支払いできません。

2. ご契約締結後の注意事項(通知義務)

- (1)ペットがペットショップ・ブリーダー等の売買目的(売買後は除きます)、闘犬・競争犬等の興行目的、または警察犬・麻薬犬・救助犬・狩猟犬等の職業犬(ただし、盲導犬・聴導犬・介助犬等の身体障害者補助犬は除きます)として飼育されることに変更された場合は、必ず当社へご通知ください。
- (2)この場合は、保険期間の中途でご契約は終了となります。

3. その他、ご契約締結後の当社へのご連絡事項

ご契約内容に以下の変更等が生じた場合は、必ず当社までご連絡ください。

- ①同種の補償を受けられる他の保険会社等(少額短期保険会社を含みます)の保険契約を締結される場合
- ②ご契約者の氏名・住所・住居表示・ペットの名前に変更があった場合



◆ 保険責任開始期

保険責任は、保険期間の初日の午前0時に開始します。ただし、保険期間が開始した後でも、初年度契約の初日において既に生じていたケガ・病気、ならびに待機期間中に生じていたケガ・病気については、保険金をお支払いできません(注1)。

(注1)待機期間については、4ページ「契約概要のご説明 5. 保険期間および保険契約の継続」をご覧ください。

◆ 主な免責事由(保険金をお支払いできない主な場合)

2~3ページ「契約概要のご説明 2. 主な免責事由(保険金をお支払いできない主な場合)」をご覧ください。

◆ ペットがケガまたは病気で治療を受けた場合の手続

ペットがケガまたは病気で治療を受けた場合の手続は、以下のとおりです。



被保険者(飼い主)様

動物病院で治療を受けられたら、治療費用をいったん全額お支払いください。その際、診療明細書付領収証を必ずお受け取りください。



被保険者(飼い主)様

保険金請求書に必要事項を記入し、診療明細書付領収証の原本とともにペット＆ファミリー少額短期保険へお送りください。



ペット＆ファミリー

お支払い対象となる保険金支払額を算出し、被保険者(飼い主)様の指定口座へお振込みいたします。

お受け取り

●被保険者(飼い主)様は、治療を開始した日から30日以内に当社までご連絡ください。

●被保険者(飼い主)様よりご請求いただいた保険金は、特別な場合を除き、請求完了日から20日以内に、指定口座へお振込みいたします。

●保険金のご請求の内容によっては、診断治療証明書やワクチン接種証明書等他の書類のご提出をお願いすることがあります。

- ご送付いただいた保険金請求書の内容に不備等があると、保険金のお支払いが遅れる場合があります。
 - 動物病院または他の保険会社等へお問い合わせさせていただく場合があります。
- ※当社提携動物病院においては、窓口精算が利用できます。当社提携動物病院における窓口精算については、7ページ「当社提携動物病院における窓口精算に関するご注意」をご覧ください。

同種の補償を受けられる他の保険会社の保険契約に加入している場合のご注意

同種の補償を受けられる他の保険会社等(少額短期保険会社を含みます)の保険契約に加入している場合であっても、保険金のお支払いに際し、保険金のお支払い対象となる治療期間が重複し、「それぞれの保険契約について他の保険契約がないものとして算出された保険金の支払責任額の合計」が「負担した治療費」を超えるときは、以下の算式で算出された額を保険金としてお支払いします。そのため、「負担した治療費」を超える保険金のお支払いはありません。

- ①他の保険契約等から保険金が支払われていない場合

この保険契約の支払責任額

- ②他の保険契約等から保険金が支払われた場合

被保険者の負担した治療費用の額から、他の保険契約等から支払われた保険金の合計額を差し引いた残額

ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

保険料の払込猶予期間および保険契約の失効等の取扱い

- (1)保険料は、ウェブサイト上の契約申込画面に記載の払込期日までにお払込みください。
- (2)保険料が払込期日までに払い込まれず、かつ、払込期日の翌月末日においても払い込まれなかった場合は、保険契約が解除(解約)となり、払込期日後(初回保険料の場合は保険期間の開始後)に発生または発病したペットのケガまたは病気については、保険金をお支払いできることあります。
- (3)当社が保険料を領収する前に発生または発病したペットのケガまたは病気については、保険金のお支払い前に未払込保険料(未経過期間分の保険料を含みます)をお払込みいただくことがあります。
- (4)この保険契約は、保険期間中にペットが死亡した場合、失効します(効力を失います)。

解約返戻金

5ページ「契約概要のご説明 解約返戻金、満期返戻金および契約者配当金」をご覧ください。

保険期間および保険契約の継続

4ページ「契約概要のご説明 補償の内容 5. 保険期間および保険契約の継続」をご覧ください。

当社提携動物病院における窓口精算に関するご注意

1.当社提携動物病院における窓口精算について

窓口精算とは、当社が提携する動物病院を受診された場合に、被保険者が負担された治療費のうち保険が適用される金額(保険の対象となる治療費×補償割合)を予め控除した上で、残りの金額を窓口でお支払いいただくことができる制度です。その場合は被保険者(飼い主)が当社へ保険金請求の手続きをする必要はありません。

2.窓口精算が適用できない主な場合

ただし、当社が窓口精算の適用対象外と定める主に以下の場合については、当社提携動物病院において窓口精算が適用できません。その場合は、当社に直接保険金をご請求いただけますので、ご了承ください。

- (1)当社が保険契約の有効性を確認できなかった場合
- (2)初年度契約の始期日からその日を含めて30日以内に診療を受けた場合(ペットのお引渡しから1ヶ月間の100%補償期間における診療を含みます)
- (3)過去の保険金支払額が当社の定める金額を超えている場合
- (4)当社が保険料の入金を確認できなかった場合

3.当社提携動物病院への保険金の直接支払いについて

窓口精算を適用する場合は、保険の適用の結果、窓口精算により控除された金額について、当社から当社提携動物病院へ保険金として直接支払うこととなりますのでご了承ください(ご契約者または被保険者が手続きをする必要はありません)。

4.窓口精算の後に保険料の未払い等により保険契約が解除となった場合

窓口精算の後に、保険料の未払い等により保険契約が解除となった場合は、窓口精算により控除された金額(保険金相当額)について、ご契約者または被保険者へご請求させていただけますので予めご了承ください。

特に法令等で注意喚起することとされている事項

1.保険期間中の保険料の増額または保険金の削減等

保険期間中において、保険金のお支払いが増加し、保険契約の計算の基礎に著しいまたは突出した影響を及ぼす場合は、主務官庁への届出等を行ったうえで、保険料の増額または保険金の削減もしくは減額を行うことがあります。

2.継続契約の取扱い

- (1)保険期間の終了に際し、保険契約を継続する場合において、保険金のお支払いが増加し、保険契約の計算の基礎に影響を及ぼす場合は、主務官庁への届出等を行ったうえで、継続契約の保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。
- (2)保険期間の終了に際し、保険契約を継続する場合において、保険金のお支払いが増加し、保険契約が不採算となり、保険契約の継続が困難であると認められる場合は、主務官庁への届出等を行ったうえで、継続契約を引き受けないことがあります。

3.少額短期保険会社が引き受ける保険契約の限度等

- 7 (1)保険期間は、損害保険の場合、2年以内となります。この保険契約の場合、1年間となります。また、保険金額は、損害保険の場合、

- 1000万円以下となりますが、この保険契約の場合、ウェブサイト上の契約申込画面に記載の保険金額となります。
- (2)同一の被保険者について引き受けるすべての保険契約の保険金額の合計額は、原則1000万円が上限となり、また、同一のご契約者について引き受けるすべての保険契約の保険金額の合計額は、原則10億円が上限となります。
- (3)同一のペットについて同種の補償を受けられる保険契約の件数は、他の保険会社等(少額短期保険会社を含みます)で1件、当社で1件が上限となります。
- (4)保険契約の引受審査の結果、過去に、4ページ「6.引受条件 (1)ご加入できるペットとできないペット」に記載の疾病と診断されたり、治療を受けたことのあるペットの場合には、保険契約をお引き受けできません。
- (5)暴力団等の反社会的勢力の構成員等、または反社会的勢力と一定の関係を有する方等については、保険契約をお引き受けできません。
- (6)上記(2)および(3)の限度の確認ならびに上記(4)および(5)の引受審査は、ウェブサイト上の契約申込画面にお申込み内容が登録された後に行います。そのため、ご契約を申し込まれた場合で、この限度を超えていたことまたは保険契約をお引き受けできないペットであったことが当社で判明したときは、ご契約が成立せず、既に払い込まれた保険料を全額返還させていただくことがあります。

4.当社の経営が破綻した場合の取扱い

保険契約者保護機構の行う資金援助の措置がありません。また、同機構への移転等の補償対象契約に該当しません。

◆個人情報取扱いに関する説明事項

1.当社が取得するお客様に関する個人情報の利用目的

当社が取得するお客様に関する個人情報は、以下の目的のために業務上必要な範囲で利用します。なお、当社が取得する個人情報には、お客様からご提出いただく一切の書類(ウェブサイト上の契約申込画面等の審査関係書類およびその他の付属書類を含みます)に表記された個人情報を含みます。

- (1)各種保険契約のお引受け、ご契約の継続・維持管理、保険金等のお支払い
- (2)関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・ご提供、ご契約の維持管理
- (3)当社業務に関する情報提供・運営管理、各種商品・サービスの充実
- (4)その他保険に関連・付随する業務

2.個人情報の第三者提供の制限

当社は、業務上必要な範囲を超えて、個人情報を第三者に提供しません。提供する場合は、以下に限定されます。

- (1)保険金等のお支払い等に際し、診察等を行った動物病院等に業務上必要な照会を行う場合
- (2)保険契約の締結、契約内容の変更、支払保険金の査定、保険金支払の拒否等を判断するために、他の保険会社、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供を行い、またはこれらの者から提供を受ける場合
- (3)当社が保険引受リスクを適切に分散するために再保険を行う場合、再保険会社(再々保険会社を含みます)における当該保険契約のお引受け、ご契約の継続・維持管理、保険金等のお支払いに関する利用のために、当該業務上必要な個人情報を当該再保険会社へ提供する場合
- (4)当社の業務上必要な範囲で、外部の情報処理業者、取扱代理店等の委託先へ個人情報を提供する場合
- (5)法令に基づく場合

3.個人データの安全管理

個人データは、正確性保持に努め、これを安全に管理いたします。なお、当社の個人情報の取扱いに関する詳細は、当社ホームページ(<http://www.petfamilyins.co.jp/>)をご覧いただか、当社までご照会ください。

◆保険料控除

この保険契約は、生命保険料または損害保険料を払い込まれた場合に受けられる所得控除(生命保険料控除または損害保険料控除)の対象なりません。

◆支払時情報交換制度

当社は、(社)日本少額短期保険協会、少額短期保険業者および、特定の損害保険会社とともに保険金等のお支払いまたは、保険契約の解除、取消し、もしくは無効の判断の参考とすることを目的として、保険契約に関する所定の情報を相互照会しております。

※「支払時情報交換制度」に参加している各少額短期保険業者等の社名につきましては、一般社団法人日本少額短期保険協会ホームページ(<http://www.shougakutanki.jp/>)をご参照ください。

◆当社(ペット&ファミリー少額短期保険株式会社)の保険に関する苦情またはご相談窓口

〒113-0033 東京都文京区本郷三丁目34番3号、0120-584-412 <http://www.petfamilyins.co.jp/>

※電話受付時間:平日の午前9時~午後5時(土日、祝日、および12/30~1/4を除きます)

◆指定紛争解決機関

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本少額短期保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本少額短期保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本少額短期保険協会「少額短期ほけん相談室」
〒104-0032 東京都中央区八丁堀3-12-8 八丁堀SFビル2階
TEL:0120-82-1144 FAX:03-3297-0755
受付時間:午前9時~午前12時、午後1時~午後5時
受付日:月曜日から金曜日(祝日および年末年始休業期間を除く)

ペット医療費用保険普通保険約款および特約条項

＜ご覧いただくにあたっての注意事項＞

- 本文中のゴシック文字の用語については、各条項・特約の冒頭（用語の定義）でご説明しています。
- 本文中の（注）のある用語については、その条文の末尾でご説明しています。

第1章 用語の定義条項

第1条（用語の定義）

この普通保険約款において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
ペット	保険証券記載の愛玩動物または伴侶動物（注）とすることを目的として飼育・管理されている犬または猫をいいます。ただし、次の①または②のいずれかに該当する犬または猫は除きます。 ①売買を目的として飼育・管理されている犬または猫 ②闘犬、狩猟犬、競争犬、災害救助犬または警察犬等、愛玩動物または伴侶動物とすること以外の目的で飼育・管理されている犬または猫 (注) 伴侶動物 コンパニオンアニマルをいい、盲導犬、聴導犬、介助犬などの身体障害者補助犬を含みます。
傷害	ペットが急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の障害をいい、この障害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸引、吸入、吸収または摂取したときに急速に生ずる中毒症状（注）を含みます。 (注) 中毒症状 中毒症状には、細菌性食中毒は含まれません。また、有毒物質を継続的に吸引、吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状も含まれません。
疾病	臨床獣医学上、ペットの身体の状態が病気であると診断される身体の障害であって、傷害以外の場合をいいます。
治療	入院、通院または手術による獣医師の治療をいい、臨床獣医学の判断に従い、ペットの健康回復に必要な臨床獣医学的措置（注）をいいます。ただし、第5条（保険金を支払わない場合ーその2）の治療等は含まれません。 (注) 臨床獣医学的措置 ペットの身体の健康状態の維持またはその減退の防止のために必要な措置を含みます。
動物病院	動物病院、犬猫病院または動物クリニックであって、獣医師の管理下にある施設をいいます。
獣医師	獣医師法（昭和 24 年法律第 186 号）に基づく獣医師の免許を交付されている者をいいます。
入院	獣医師による治療が必要な場合に、自宅等での治療が困難なため動物病院に入り、常に獣医師の管理下において治療に専念することをいいます。
通院	獣医師による治療が必要な場合において、動物病院に通い、または往診により、獣医師による入院を伴わない治療に専念することをいいます。
被保険者	保険証券の被保険者欄に記載された者で、この保険の補償を受けられる方をいいます。
治療費用	ペットの治療のために要した治療費のうち、臨床獣医学上、一般に認められている診断または治療処置方法で要した診察料、時間外診料、検査料、処置料、手術料、入院料、薬剤料、材料または医療器具使用料等をいいます。 ただし、第6条（保険金を支払わない場合ーその3）の費用は含まれません。
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたものをおいします。
危険	身体障害の発生の可能性をいいます。
初年度契約	継続契約以外の保険契約をいいます。
継続契約	この普通保険約款に基づく保険契約の保険期間の終了日（注）を保険期間の開始日とする同一のペットにかかる保険契約をいいます。 (注) 保険期間の終了日 保険契約が保険期間の終了日前に解除されていた場合には、その解除日をいいます。

用語	定義
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金の額をいいます。
他の保険契約等	この保険契約におけるペットと同一の犬または猫について締結された第2条（保険金を支払う場合）の損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約または共済契約をいいます。
無効	保険契約が成立しないことをいいます。
失効	保険契約が効力を失い終了することをいいます。

第2章 補償条項

第2条（保険金を支払う場合）

当会社は日本国内でペットが身体障害（傷害または疾病をいいます。以下同様とします。）を被り、その直接の結果として、日本国内の動物病院でペットに対して治療がなされた場合に、被保険者が治療費用を負担することによる医療費用損害について、この普通保険約款に従い保険金を支払います。

第3条（保険期間と支払責任の関係）

- (1) 当会社は、保険期間中にペットにつき治療がなされた場合に保険金を支払います。ただし、初年度契約の保険期間の始期においてすでに発生していた身体障害については、保険金を支払いません。
- (2) 治療がこの保険契約の保険期間の終期を過ぎてなされた場合は、継続契約の締結がなされ、かつ、継続契約の保険料支払があった場合に限り、当会社は保険金を支払います。
- (3) (1) の規定にかかわらず、この保険契約が初年度契約である場合には、治療の原因となった身体障害が次の①から③までのいずれかに該当するときは、保険金を支払いません。
 - ①身体障害が傷害の場合には、保険期間の初日からその日を含めて 15 日以内に被った傷害による身体障害
 - ②身体障害が悪性腫瘍（注1）以外の疾病の場合には、保険期間の初日からその日を含めて 30 日以内に発症した疾病による身体障害
 - ③身体障害が悪性腫瘍（注1）の場合には、保険期間の初日からその日を含めて 90 日以内に発症した悪性腫瘍（注1）による身体障害

(注1) 悪性腫瘍とは、ガンをいいます。

第4条（保険金を支払わない場合ーその1）

当会社は、ペットに生じた次の①から⑦までのいずれかに該当する身体障害の治療に対しては、保険金を支払いません。

- ①次のイ. からホ. までのいずれかに掲げる者の故意もしくは重大な過失によって生じた身体障害または自殺行為、犯罪行為もしくは闘争行為によって生じた身体障害。ただし、ハ. については、その者が保険金の一部の受取人である場合には、その者が受け取るべき金額についてのみ保険金を支払いません。
 - イ. 保険契約者またはその代理人（注2）
 - ロ. 被保険者またはその代理人
 - ハ. 被保険者以外の保険金を受け取るべき者またはその代理人（注3）
 - 二. 被保険者と生計を共にする同居の親族
 - ホ. 被保険者と生計を共にする別居の未婚の子
- （注2）保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- （注3）保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- ②動物愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）またはその他の法令に反する不適切な飼養または管理のために、ペットに生じた身体障害
- ③地震、噴火、津波または風水害等の自然災害によって生じた身体障害
- ④戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事変または暴動（注4）によって生じた身体障害
- （注4）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穡が害され、治安維持上重大な事態

認められる状態をいいます。

- ⑤核燃料物資（注5）もしくは核燃料物質（注5）によって汚染された物（注6）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- （注5）使用済燃料を含みます。
- （注6）原子核分裂生成物を含みます。
- ⑥③から⑤までの事由に伴隨して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑦⑤以外の放射線照射または放射能汚染

第5条（保険金を支払わない場合ーその2）

当会社は、次の①から⑪までのいずれかに該当する治療に対しては、保険金を支払いません。

- ①ペットの不妊・去勢手術、断耳・断尾、声帯除去、歯石除去、爪切除（注7）、美容整形手術
（注7）爪切除には狼爪切除を含みます。
- ②ペットの交配、妊娠、偽妊娠、出産、早産もしくは流産の治療またはその治療によって生じた身体障害。ただし、緊急性を伴う帝王切開については、保険金をお支払いします。
- ③心身症の治療、（加齢に伴う）認知障害症候群の介護・治療費用
- ④ペットの身体障害による治療の開始日から過去1年以内に予防接種をしなかったため罹患した次の疾病に対する治療
 - イ. 犬
ジステンパー、伝染性肝炎、アデノウイルスⅡ型感染症、パラインフルエンザ、パルボウイルス感染症、レプトスピラ感染症、コロナウイルス感染症または狂犬病
 - ロ. 猫
汎白血球減少症、カリシウイルス感染症、ウイルス性鼻氣管炎（ヘルペス）または白血病ウイルス感染症（FeLV）、クラミジア
- ⑤猫免疫不全ウイルス（FIV）感染症（猫エイズ）または猫免疫不全ウイルス（FIV）感染症が原因と認められる疾病に対する治療
- ⑥ペットの身体障害による治療の開始日から過去1年以内にフィラリア症（犬糸状虫症）の予防処置（注8）をしなかったため生じたフィラリア症に対する治療
（注8）予防処置とは、動物病院が認める予防薬の投薬等をいいます。
- ⑦獣医学の水準から判断して、先天性・遺伝性疾患によって生じた身体障害に対する治療
- ⑧皮膚病、口腔内疾患または外耳炎に対する入院治療における入院費用
- ⑨定期的処置（注9）、治療を伴わない検査・診察または処方食による治療
（注9）定期的処置とは、耳道の洗浄、肛門腺しづりまたは疾病予防のための点眼、除毛、抜毛等をいいます。
- ⑩股関節脱臼、膝関節脱臼、膝蓋骨脱臼（亜脱臼を含む）またはこれらによって生じた身体障害に対する治療。ただし、交通事故によって生じたこれらの身体障害に対する治療については、保険金を支払います。
- ⑪傷病名が特定されない身体障害に対する治療

第6条（保険金を支払わない場合ーその3）

当会社は、次の①から⑯までのいずれかに該当する治療、検査、処置等に要した費用に対しては、保険金を支払いません。

- ①ワクチン接種費用、その他疾病予防のための検査、投薬もしくは予防接種費用または定期健診もしくは予防的検査のための費用
- ②不妊もしくは避妊を目的とした手術または処置に伴う費用
- ③肛門腺除去等健康体に施す外科手術もしくはその他の検査または肛門腺しづり等の処置費用
- ④健康補助食品・サプリメントによる治療
- ⑤入浴費用（注10）、自宅で使用するシャンプー（薬用シャンプーも含む）、イヤーキーナー、スキンコンディショナー等
ただし、獣医師が通常の治療の一環として動物病院において行った薬浴は、保険金を支払います。
（注10）入浴費用には、シャンプ一代を含みます。
- ⑥漢方、温泉療法、酸素療法、中国医学、インド医学、ハーブ療法、ホメオパシー、アロマセラピーまたは免疫療法等の代替的処置による治療のための費用
- ⑦ペットの移送費
- ⑧マイクロチップの挿入費用
- ⑨安楽死のための費用
- ⑩葬儀費または埋葬費等ペットの死後に要した費用

⑪各種証明書類の文書作成費用（注11）

ただし、保険金請求のために作成した診断書および領収書等の作成費用については、保険金を支払います。

（注11）文書作成費用には、当該文書の郵送費用を含みます。

⑫医薬品の郵送費用

⑬カウンセリング料、相談料、指導料、紹介料

⑭病理組織検査料

⑮ペットが新生仔の養育または身体障害のための付添いに要した費用

⑯ノミ、ダニ等の外部寄生虫の除去・駆除費用

第7条（保険金を支払わない場合ーその4）

当会社は、次の①から④までのいずれかに掲げる者の不正行為によってなされた保険金の請求に対しては、保険金を支払いません。

①保険契約者またはその代理人

②被保険者、またはその代理人

③被保険者以外の保険金を受け取るべき者またはその代理人

④獣医師

第8条（保険金の支払額）

当会社が第2条（保険金を支払う場合）の医療費用損害について支払う保険金の金額は、次の算式によって算出した額となります。ただし、第三者より支払われた賠償金がある場合は、被保険者の負担した治療費用からその額を差し引くものとします。

お支払いする保険金の額

=被保険者の負担した治療費用 × 保険証券記載の補償割合

第9条（保険金の支払限度額）

当会社が支払うべき保険金の金額は、保険証券記載の保険金額を限度とします。

第10条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払）

他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約等について他の保険契約等がないものとして算出した支払責任額の合計額が被保険者の負担した治療費用の額を超えるときは、当会社は、次の①または②に定める額を保険金として支払います。

①他の保険契約等から保険金が支払われていない場合

この保険契約の支払責任額

②他の保険契約等から保険金が支払われた場合

被保険者の負担した治療費用の額から、他の保険契約等から支払われた保険金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

第11条（他の身体障害の影響）

（1）保険金支払の対象となっていない身体障害の影響によって、保険金を支払うべき身体障害の程度が加重された場合は、当会社は、その影響がなかった場合に相当する損害の額を支払います。

（2）正当な理由がなく、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者がペットの治療を怠ったことにより、保険金を支払うべき身体障害の程度が加重された場合も、（1）と同様の方法で支払います。

第12条（治療期間の短縮）

保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって治療が延長したときは、短縮できたと認められる期間に生じた治療費用に対しては、保険金を支払いません。

第3章 基本条項

第13条（保険責任の始期および終期）

（1）当会社の保険責任は、保険期間の初日の午前0時に始まり、末日の午後4時に終わります。ただし、保険期間の始まる時刻については、保険証券または保険契約継続証にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。

（2）（1）の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

（3）保険期間が始まった後でも、当会社は、保険料領収前に被った身体障害に対しては、保険金を支払いません。

第14条（告知義務）

（1）保険契約者または被保険者は、保険契約締結の際、告知事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。

- (2) 当会社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかつた場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもつて、この保険契約を解除することができます。
- (3) この保険契約が継続契約である場合には、身体障害の発生の有無については、告知すべき事項としません。ただし、この保険契約の支払条件が継続前契約に比べて当会社の保険責任を加重するものである場合には、告知すべき事項とします。
- (4) (2) の規定は、次の①から④までのいずれかに該当する場合には適用しません。
- ① (2) に規定する告げなかつた事実または告げた事実と異なることがなくなつた場合
 - ② 当会社が保険契約締結の際、(2) に規定する告げなかつた事実もしくは告げた事実と異なることを知りまたは過失によってこれを知らなかつた場合。なお、当会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。
 - ③ 保険契約者または被保険者が、ペットが身体障害を被る前に、告知事項につき書面をもつて訂正を当会社に申し出で、当会社がこれを承認した場合。なお、訂正の申し出を受けた場合において、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が訂正すべき事実を当会社に告げても当会社が保険契約を締結していたと認める限り、当会社は、これを承認するものとします。
 - ④ 当会社が、(2) の規定による解除の原因があることを知った時から1ヶ月を経過した場合または初年度契約の保険契約締結時から5年を経過した場合。ただし、(3) のただし書きの規定により、身体障害の発生の有無について告知を受けたときは、解除の原因があることを知った時から1ヶ月を経過した場合またはこの保険契約の保険契約締結時から5年を経過した場合とします。
- (5) 告知事項のうち、(2) に規定する告げなかつた事実または告げた事実と異なることが当会社の危険測定に関係のないものであった場合には、(2) の規定は適用しません。
- (6) (2) の規定による解除が治療を開始した後になされた場合であっても、第23条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。また、この場合において、すでに保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (7) (6) の規定は、(2) に規定する告げなかつた事実または告げた事実と異なることに基づかずして発生した身体障害については適用しません。

第15条（保険契約者の住所変更）

- (1) 保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。この通知があった場合は、その住所または通知先を保険証券記載の住所または通知先とします。
- (2) 保険契約者が(1)の規定による通知をしなかつた場合は、当会社の知った最終の住所または通知先に送付した通知は、通常到達するために要する期間を経過した時に保険契約者に到達したものとみなします。

第16条（通知義務）

- (1) 保険契約締結の後、告知事項の内容に変更を生じさせる事実（注12）が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、書面をもつてその旨を当会社に通知しなければなりません。
- （注12）告知事項の内容に変更を生じさせる事実とは、告知事項のうち、ペットが愛玩動物または伴侶動物とする目的として飼育・管理されなくなったことに限ります。
- (2) (1) の事実の発生によって、この保険契約の引受範囲（注13）を超えることとなった場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもつて、この保険契約を解除することができます。
- （注13）引受範囲
保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたものをいいます。
- (3) (2) の規定による解除が第2条（保険金を支払う場合）の医療費用損害の発生した後になされた場合であっても、第23条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、(1) の事実が生じた時から解除がなされた時までに発生した医療費用損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

第17条（保険契約の無効）

- (1) 保険契約締結の際、保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもつて締結した保険契約は無効とします。
- (2) (1) の規定により無効となる場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

第18条（ペットの年齢の誤りによる保険契約の無効）

- (1) 保険契約申込書に記載されたペットの年齢に誤りがあった場合で、初年度契約の契約締結日における実際の年齢が当会社の定めた「この保険契約を締結することができる年齢」の範囲外であったときは、保険契約を無効とします。
- (2) (1) の規定により無効となる場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (3) (1) の規定に該当しなかつた場合には、保険契約を無効とせず、実際の年齢に基づいた保険料に訂正します。

第19条（保険契約の失效）

保険期間中にペットが死亡した場合には、その事実が発生した時に、この保険契約はその効力を失います。

第20条（保険契約の取消し）

- (1) 保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもつて、この保険契約を取り消すことができます。
- (2) 損害が発生した後に(1)の規定による取消しが行われた場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

第21条（保険契約者による解除）

保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもつて、この保険契約を解除することができます。ただし、保険金請求権の上に質権または譲渡担保権が設定されている場合は、質権者または譲渡担保権者の書面による同意を得た後でなければ解除（注14）することはできません。

（注14）解除には別に保険料を定めた特約が付帯されている場合において、その特約のみを解除する場合を含みます。

第22条（重大事由による解除）

- (1) 当会社は、次の①から④までのいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもつて、この保険契約を解除することができます。
- ① 保険契約者または被保険者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
 - ② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③ 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、次のいずれかに該当するとき。
 - イ. 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること。
 - ロ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること。
 - ハ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。
 - 二. 保険契約者または保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - ホ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
- ④ ①から③に掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①から③の事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
- (2) (1) の規定による解除が第2条（保険金を支払う場合）の医療費用損害の発生した後になされた場合であっても、第23条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、(1)①から④までの事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した医療費用損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

第 23 条（保険契約解除の効力）

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第 24 条（保険料の返還または請求）

(1) 当会社は、次に従い、保険料を返還または請求します。

該当する規定	返還または請求する場合	返還または請求する額
①第 14 条（告知義務）(2)	当会社が保険契約を解除した場合	(次の算式により算出した額を返還します。) 既に払い込まれた $\times \frac{\text{既経過月数} \text{ (注 15)}}{\text{保険期間} \text{ 月数}}$
②第 14 条（告知義務）(4)(3)	第 14 条（告知義務）(1) により告げられた内容が事実と異なる場合において、告知事項についての訂正の申出を当会社が承認し、かつ、保険料を変更する必要がある場合	変更前の保険料と変更後の保険料との差額を返還または請求します。
③第 16 条（通知義務）(2)	当会社が保険契約を解除した場合	(次の算式により算出した額を返還します。) 既に払い込まれた $\times \frac{\text{既経過月数} \text{ (注 15)}}{\text{保険期間} \text{ 月数}}$
④第 21 条（保険契約者による解除）	保険契約者が保険契約を解除（注 16）した場合	(次の算式により算出した額を返還します。) 既に払い込まれた $\times \frac{\text{既経過月数に対し別表 1 に掲げる解約返戻金率表の割合}}{\text{保険料}}$
⑤第 22 条（重大事由による解除）	当会社が保険契約を解除した場合	(次の算式により算出した額を返還します。) 既に払い込まれた $\times \frac{\text{既経過月数} \text{ (注 15)}}{\text{保険期間} \text{ 月数}}$
⑥第 17 条（保険契約の無効）(1)	保険契約が無効の場合	既に払い込まれた保険料は返還しません。
⑦第 18 条（ペットの年齢の誤りによる保険契約の無効）(1)	保険契約が無効の場合	既に払い込まれた保険料の全額を返還します。
⑧第 18 条（ペットの年齢の誤りによる保険契約の無効）(3)	年齢について訂正し、かつ、保険料を変更する必要がある場合	変更前の保険料と変更後の保険料との差額を返還または請求します。
⑨第 20 条（保険契約の取消し）(1)	当会社が保険契約を取り消した場合	既に払い込まれた保険料は返還しません。
⑩第 19 条（保険契約の失効）	初年度契約で、保険期間の初日から 15 日以内に死亡した場合	既に払い込まれた保険料の全額を返還します。
⑪第 19 条（保険契約の失効）	⑩以外で保険契約が失効となる場合	(次の算式により算出した額を返還します。) 既に払い込まれた $\times \frac{\text{既経過月数} \text{ (注 15)}}{\text{保険期間} \text{ 月数}}$

(注 15) 既経過月数

1 か月に満たない期間は 1 か月とします。

(注 16) 解除

解除には、別に保険料を定めた特約が付帯されている場合において、その特約のみを解除する場合を含みます。

(2) (1)②または⑧の規定により保険料が請求となる場合、保険契約者は、当会社が請求した日の属する月の翌月末日までに追加保険料を一時に払い込まなければなりません。

(3) (2) の規定により保険契約者が追加保険料を払い込むべき払込期日までにその払込みを怠ったときは、当会社は、保険契約の保険期間の開始日以降にペットが被った身体障害に対しては、保険金を支払いません。なお、保険契約の保険期間の開始日から追加保険料の払込期日までにペットが被った身体障害に対して保険金の支払いを受けるときは、その支払いを受ける前に、保険契約者は、追加保険料を当会社に払い込まなければなりません。ただし、支払うべき保険金が追加保険料を超える場合で、支払うべき保険金から追加保険料を差し引くことについての被保険者の申し出があったときは、追加保険料を差し引いた保険金を被保険者に支払います。

第 25 条（治療を開始したときの連絡）

(1) ペットの治療を開始したときは、保険契約者または被保険者は、その開始した日からその日を含めて 30 日以内に身体障害の状況ならびにその程度および他の保険契約等の有無および内容（注 17）を当会社に連絡しなければなりません。この場合において、当会社が書面による連絡または説明を求めたときは、これに応じなければなりません。

(注 17) 他の保険契約等の有無および内容

既に他の保険契約等から保険金の支払を受けた場合には、その旨を含みます。

(2) 保険契約者または被保険者が、当会社の認める正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第 26 条（保険金の請求）

(1) 当会社に対する保険金請求権は、ペットに対する治療がなされ、被保険者が治療費用を負担した時から発生し、これを行えることができるものとします。

(2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の①から⑥までに定める書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。

①保険金請求書兼同意書

②保険証券または保険契約継続証

なお、異動承認書の写しがある場合は、異動承認書の写しを含みます。

③治療費用の支払いを証明する領収書（明細付）または明細書

④当会社所定の診断治療証明書または身体障害の程度を証明する獣医師の診断書

⑤本人確認書類等

⑥その他当会社が第 29 条（保険金の支払時期）(1) に定める事項の確認を行うために次くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

(3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次の①から③までに掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

①被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注 18）

②①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする 3 親等内の親族

③①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者または②以外の 3 親等内の親族

（注 18）配偶者は、法律上の配偶者に限ります。

(4) (3) の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。

(5) 当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者は被保険者に対して、(2) に掲げるものの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることができます。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

- (6) 次の①から③までのいずれかに該当する場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- ①保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合
- ②保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(2)、(3)または(5)の書類に事実と異なる記載をした場合
- ③保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(2)、(3)または(5)の書類または証拠を偽造または変造した場合

第 27 条 (当会社の指定獣医師または検査機関等による診察等の要求)

当会社は、第 25 条（治療を開始したときの連絡）の連絡または第 26 条（保険金の請求）の請求を受けた場合、身体障害の程度の認定その他の保険金の支払にあたり必要な限度において、当会社が費用を負担して、当会社の指定する獣医師によるペットの診察または検査機関等によるペットの病理組織検査もしくは死体の検査を行うことを求めることができます。

第 28 条 (当会社による動物病院変更の要求)

当会社は、第 26 条（保険金の請求）の請求を受けた場合において、次の①および②の事由を満たすときは、契約者または被保険者に対して、治療を受ける動物病院の変更を求めることができます。

- ①被保険者が保険金を請求する治療費用が、治療を受けた時点の獣医学の水準に照らした平均的な治療費用の額から相当に乖離していること。
- ②治療を受ける動物病院を変更することにより、①の状態の解消が見込まれること。

第 29 条 (保険金の支払時期)

(1) 当会社は、請求完了日（注 19）からその日を含めて 20 日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の①から⑤までの事項の確認を終え、保険金を支払います。

- ①保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、医療費用損害発生の有無および被保険者に該当する事実
- ②保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③保険金を算出するための確認に必要な事項として、医療費用損害の額および事故と損害との関係
- ④保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- ⑤①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、医療費用損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものとの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

(注 19) 請求完了日とは、被保険者が第 26 条（保険金の請求）(2) および(3) の規定による手続を完了した日をいいます。以下同様とします。

(2) (1) の確認をするため、次の①から④までに掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1) の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日（注 19）からその日を含めてそれぞれ下表に定める延長後の日数（注 20）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

- ①身体障害発生の状況、身体障害発生の原因となった事故等を確認するために、警察、消防その他の公の機関による捜査または調査の結果を得る必要がある場合 180 日
- ②身体傷害の内容、身体障害発生の原因となった事故、身体障害の発生と身体障害発生の原因となった事故との関係等を確認するために、動物病院、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果を得る必要がある場合 90 日

- ③災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された災害の被災地域において、身体障害発生の状況やその程度等の確認のために必要な調査を行う場合 60 日

- ④災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づき設置された中央防災会議において専門調査会が設置された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模の損害が発生するものと見込まれる広域災害が発生した場合 60 日

(注 20) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(3) 当会社が必要な確認（注 21）をするための調査を行っており、

保険契約者、被保険者が正当な理由なくその調査を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注 22）には、これにより調査が遅延した期間については、(1) または(2) の期間に算入しないものとします。（注 21）(1) の①から⑤までの事項の確認をいいます。

（注 22）第 26 条（保険金の請求）(5) の規定による必要な協力または第 27 条（当会社の指定獣医師または検査機関等による診察等の要求）の規定による診察等を行わなかった場合を含みます。

(4) (1) または(2) の規定による日数を超えて保険金をお支払いする場合は、その日を含め所定の利息を付けて、保険金を支払います。

(5) (1) または(2) の規定による保険金の支払は、保険契約者または被保険者と当会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

第 30 条 (時効)

(1) 保険金請求権は、第 26 条（保険金の請求）(1) に定める時の翌日から起算して 3 年を経過した場合は、時効によって消滅します。

(2) 保険料の返還を請求する権利は、第 24 条（保険料の返還または請求）に定める返還事由が生じた日の翌日から起算して 3 年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第 31 条 (代位)

(1) 被保険者がペットの身体障害について治療費用を負担することにより医療費用損害が生じた結果、被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は次の額を限度として当会社に移転します。

区分	移転する債権の限度額
①当会社が医療費用損害の額の全額を保険金として支払った場合	次のいずれか低い額 ア. 左記の支払った保険金の額 イ. 被保険者が取得した債権の全額
②当会社が医療費用損害の額の一部を保険金として支払った場合	次のいずれか低い額 ア. 左記の支払った保険金の額 イ. 次の算式により算出された額 被保険者が取得した債権の額 - 損害の額のうち 保険金が支払われていない額

(2) (1) の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 保険契約者および被保険者は、当会社が取得する(1) または(2) の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するため必要な費用は、当会社の負担とします。

第 32 条 (保険契約者または被保険者の変更)

(1) 保険契約者は、保険契約締結の後、当会社の承認を得て、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。

(2) (1) の規定による移転を行う場合には、保険契約者は書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。

(3) 保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人にこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務が移転するものとします。

(4) 保険契約締結の後、被保険者がペットを第三者に譲渡した場合、保険契約者は、書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。

(5) 保険契約者（注 23）または被保険者を変更した場合には、新たに保険証券を発行しないで、従前の保険証券および承認した異動承認書の写しの通知をもってこれに代えることができます。

(注 23) 保険契約者には、その権利および義務の移転を受ける者を含みます。

第 33 条 (保険契約の継続)

(1) 保険期間の終了に際し、当会社は、保険契約の終了する日より起算して 2 か月前の日の属する月の初日までに保険契約の継続に関する内容をお知らせする通知書を送付します。また、保険契約を継続しようとする場合において、保険証券もしくは保険契約継続証に記載された事項または異動承認を受けた事項に変更があったときは、保険契約者または被保険者は、保険契約の終了する日より起算して 1 か月前の日の属する月の初日までに、書面をもってこれを当会社に告知しなけれ

ばなりません。この場合の告知については、第 14 条（告知義務）の規定を適用します。

(2) 第 13 条（保険責任の始期および終期）(3) の規定は、継続保険契約の保険料についても、これを適用します。

(3) 保険契約を継続しようとする場合には、当会社は新たな保険証券を発行しないで、従前の保険証券と保険契約継続証とをもって新たな保険証券に代えることができるものとします。

第 34 条（継続契約の見直し）

(1) 保険期間の終了に際し、保険契約を継続しようとする場合において、保険金の支払額の増加により保険契約の計算の基礎に影響を及ぼす事態が生じた場合は、当会社は、主務官庁への届出等を行ったうえで、継続契約の保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。

(2) (1) の規定により、保険料の増額または保険金額の減額を行う場合は、保険契約の終了する日より起算して 2か月前の日までに書面をもってこれを通知します。

(3) (1) の規定により保険金額を減額した場合でも、保険金額の減額前に開始した治療については、減額前の契約内容に従って保険金を支払います。

第 35 条（保険契約の継続辞退）

(1) 保険期間の終了に際し、保険契約を継続しようとする場合において、保険金の支払額の増加により保険契約が不採算となり、保険契約の継続が困難となった場合は、当会社は、主務官庁への届出等を行ったうえで、継続契約を引き受けないことがあります。

(2) (1) の規定により、継続契約を引き受けない場合は、保険契約の終了する日より起算して 2か月前の日までに書面をもってこれを通知します。

第 36 条（保険料の増額または保険金の削減等）

(1) 保険期間中において、巨大な損害等の発生により、保険金の支払額の増加により保険契約の計算の基礎に突出した影響を及ぼす事態が生じた場合は、当会社は、保険契約者に遅滞なくその旨を連絡し、主務官庁への届出等を行ったうえで、この保険契約の保険金を削減して支払うことがあります。

(2) (1) の規定にかかわらず、保険期間中において、保険金の支払額の増加により保険契約の計算の基礎に著しい影響を及ぼす可能性が生じた場合は、当会社は、主務官庁への届出等を行ったうえで、この保険契約の保険期間の残余期間において、将来に向って保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。

(3) (2) の規定により、保険料の増額または保険金額の減額を行う場合は、当会社は、すみやかに書面をもってこれを通知します。

(4) (3) の通知を受けた保険契約者は、次の①から③までのいずれかの方法をとることについて、書面により当会社に指定しなければなりません。

①保険料を増額する方法

②保険金額を減額する方法

③保険契約を解除する方法

(5) (4) の書面による指定がなされない場合は、当会社は、保険契約者が(4)②の方法を指定したものとみなします。

第 37 条（保険契約者保護機構）

この保険契約は、保険契約者保護機構への移転等の補償対象契約に該当しません。また、同機構が行う資金援助等の措置の適用もありません。

第 38 条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第 39 条（準拠法）

この保険契約に適用される普通保険約款および特約に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表 1 保険料の返還（第 24 条関係）

解約返戻金率表

既経過期間	割合 (%)
1か月まで	6.9
2か月まで	6.3
3か月まで	5.6

4か月まで	5.0
5か月まで	4.4
6か月まで	3.8
7か月まで	3.1
8か月まで	2.5
9か月まで	1.9
10か月まで	1.3
11か月まで	0.6
1年まで	0

特定疾病補償対象外特約

(1) 当会社は、この特約により、普通保険約款第 4 条（保険金を支払わない場合—その 1）から第 7 条（保険金を支払わない場合—その 4）までに該当する場合のほか、ペットの身体障害が保険証券または保険契約継続証に記載された疾患によるときは、保険金を支払いません。

(2) 保険証券または保険契約継続証に当該疾病を補償対象外とする日付の指定がある場合は、その日以降になされた治療に対する保険金は支払いません。

保険料分割払特約

＜用語の定義＞

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
年額保険料	この保険契約に定められた総保険料をいいます。
分割保険料	年額保険料を保険証券記載の回数および金額に分割したものをいいます。
払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。

第 1 条（保険料の分割払）

当会社は、この特約により、保険契約者が年額保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むことを承認します。

第 2 条（分割保険料の払込方法）

保険契約者は、この保険契約の申込時に第 1 回分割保険料を払い込み、第 2 回目以降の分割保険料については、払込期日までに当会社に払い込まなければなりません。

第 3 条（第 1 回分割保険料領収前にペットが被った身体障害）

保険期間が始まった後でも、当会社は、第 2 条（分割保険料の払込方法）に規定する第 1 回分割保険料を領収する前にペットが被った身体障害に対しては、保険金を支払いません。

第 4 条（保険金を支払わない場合一分割保険料不払の場合）

(1) 保険契約者が第 2 回目以降の分割保険料について、その分割保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末日までに払い込むことを怠った場合は、当会社は、その払込期日以後にペットが被った身体障害に対しては、保険金を支払いません。

(2) 第 2 回目以降の分割保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末日までにペットが被った身体障害に対して被保険者が保険金の支払いを受ける場合には、その支払いを受ける前に、保険契約者は、払い込みを怠っていた分割保険料を当会社に払い込まなければなりません。

第 5 条（保険契約の解除一分割保険料不払の場合）

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

①払込期日の属する月の翌月末日までに、保険契約者からその払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合

②払込期日までに、保険契約者からその払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがなく、かつ、その翌月の払込期日（以下のこの条において、「次回払込期日といいます。」）までに、保険契約者から次回払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合

(2) (1) の規定による解除は、次の時から、それぞれ将来に向かってのみ効力を生じます。

①(1)①の規定による解除の場合は、当該分割保険料を払い込むべき払込期日

②(1)②の規定による解除の場合は、次回払込期日

第6条（保険料の返還の特則－保険契約者による解除の場合）

当会社は、普通保険約款第21条（保険契約者による解除）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合は、普通保険約款第24条（保険料の返還または請求）(1)④の規定にかかわらず、未経過期間（注1）に対し月割をもって計算した保険料を返還します。

(注1) 未経過期間

1ヶ月に満たない未経過期間は切り捨てます。

第7条（追加保険料の払込み）

(1) 当会社が普通保険約款第24条（保険料の返還または請求）の規定による追加保険料を請求したときは、保険契約者は、その全額を当会社に一時に払い込まなければなりません。

(2) (1)の規定により保険料が請求となる場合、保険契約者は、当会社が請求した日の属する月の翌月末日までに追加保険料を払い込まなければなりません。

(3) 保険契約者が(2)の追加保険料の払込みを怠った場合（注2）は、当会社は、保険契約の保険期間の初日以降にペットが被った身体障害に対しては、保険金を支払いません。

(注2) 追加保険料の払込みを怠った場合

当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。

(4) 保険契約者は、追加保険料領収前の身体障害に対して保険金の支払いを受ける場合は、その支払いを受ける前に、追加保険料を当会社に払い込まなければなりません。ただし、支払うべき保険金が追加保険料を超える場合で、支払うべき保険金から追加保険料を差し引くことについての被保険者の申し出があったときは、追加保険料を差し引いた保険金を被保険者に支払います。

第8条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り普通保険約款および他の特約の規定を準用します。

初回保険料の口座振替に関する特約

＜用語の定義＞

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
初回保険料	次の保険料をいいます。 ア. この保険契約に保険料分割払特約が適用されている場合は第1回分割保険料 イ. ア以外の場合は、保険料
指定口座	保険契約者の指定する口座をいいます。
提携金融機関	当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
初回保険料 払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、次の①から③までに定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

- ①保険契約締結の際に、当会社と保険契約者との間に、あらかじめ初回保険料を口座振替の方法により払い込むことについての合意があること。
- ②指定口座が、提携金融機関に、保険契約締結の時に設定されていること。
- ③この保険契約の締結および保険契約者から当会社への損害保険料口座振替依頼書の提出が、保険期間が始まる時までになされていること。

第2条（初回保険料の払込み）

- (1) 初回保険料の払込みは、初回保険料払込期日に、指定口座から当会社の口座に振り替えることによって行うものとします。
- (2) 初回保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による初回保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合には、当会社は、初回保険料払込期日に払込みがあったものとみなします。
- (3) 保険契約者は、初回保険料払込期日の前日までに初回保険料相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。

第3条（初回保険料払込み前の取扱い）

- (1) 当会社は、保険契約者が初回保険料払込期日までに初回保険料を払い込んだ場合には、初回保険料に関する規定に限り、普通保険約款および他の特約に定める保険料領収前にペットが被った身体障害の取扱いに関する規定を適用しません。
- (2) (1)の規定により、被保険者が初回保険料払込み前に保険金の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、保険契約者は、初回保険料を当会社に払い込まなければなりません。

第4条（保険契約の解除－初回保険料不払の場合）

- (1) 当会社は、初回保険料払込期日までに、保険契約者から初回保険料の払込みがない場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (2) (1)の規定による解除は、保険期間の初日から将来に向かってのみ効力を生じます。

第5条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款および他の特約の規定を準用します。

継続契約初回保険料の口座振替に関する特約

＜用語の定義＞

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
継続契約	当会社と締結されていた保険契約の保険期間の終了日（注）を保険期間の開始日とする保険契約をいいます。 (注) 保険期間の終了日 保険契約が保険期間の終了日前に解除されていた場合には、その解除日をいいます。
初回保険料	次の保険料をいいます。 ア. この保険契約に保険料分割払特約が適用されている場合は第1回分割保険料 イ. ア以外の場合は、保険料
指定口座	保険契約者の指定する口座をいいます。
提携金融機関	当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
初回保険料 払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、次の①から④までに定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

- ①この保険契約が継続契約であること。
- ②保険契約締結の際に、当会社と保険契約者との間に、あらかじめ初回保険料を口座振替の方法により払い込むことについての合意があること。
- ③指定口座が、提携金融機関に、保険契約締結の時に設定されていること。
- ④この保険契約の締結および保険契約者から当会社への損害保険料口座振替依頼書の提出が、保険期間が始まる時までになされていること。

第2条（初回保険料の払込み）

- (1) 初回保険料の払込みは、初回保険料払込期日に、指定口座から当会社の口座に振り替えることによって行うものとします。
- (2) 初回保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による初回保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合には、当会社は、初回保険料払込期日に払込みがあつたものとみなします。
- (3) 保険契約者は、初回保険料払込期日の前日までに初回保険料相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。

第3条（初回保険料払込み前の取扱い）

- (1) 当会社は、保険契約者が初回保険料払込期日までに初回保険料を払い込んだ場合には、初回保険料に関する規定に限り、普通保険約款および他の特約に定める保険料領収前にペットが被った身体障害の取扱いに関する規定を適用しません。
- (2) (1)の規定により、被保険者が初回保険料払込み前に保険金の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、保険契約者は、初回保険料を当会社に払い込まなければなりません。

険料を当会社に払い込まなければなりません。

第4条（保険契約の解除－初回保険料不払の場合）

- (1) 当会社は、初回保険料払込期日までに、保険契約者から初回保険料の払込みがない場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (2) (1) の規定による解除は、保険期間の初日から将来に向かってのみ効力を生じます。

第5条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款および他の特約の規定を準用します。

クレジットカードによる保険料支払に関する特約

＜用語の定義＞

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
クレジットカード	当会社の指定するクレジットカードをいいます。
会員規約等	クレジットカードの利用条件等を定めた規約をいいます。
カード会社	クレジットカード発行会社をいいます。
この保険契約の保険料	保険契約締結の際に支払うべき保険料または保険契約締結後に支払うべき保険料をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
初回保険料	次の保険料をいいます。 ア. この保険契約に保険料分割払特約が適用されている場合は第1回分割保険料 イ. ア以外の場合は、保険料
払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。

第1条（クレジットカードによる保険料支払の承認）

- (1) 当会社は、この特約により、クレジットカードを使用して、保険契約者がこの保険契約の保険料を支払うことを承認します。
- (2) (1) にいう、保険契約者はカード会社との間で締結した会員規約等に基づく会員またはクレジットカードの使用が認められた者に限ります。
- (3) 次条以下の規定は、クレジットカードを使用したこの保険契約の保険料の支払ごとに適用します。

第2条（保険料領収前に生じた身体障害の取扱い）

- (1) 保険契約者から、この保険契約の保険料をクレジットカードを使用して支払う旨の申し出があった場合には、当会社は、カード会社へのクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認を行ったうえで、クレジットカードを使用した保険料の支払を承認します。
- (2) 保険契約者が、この保険契約の保険料の支払にクレジットカードを使用した場合には、当会社が(1)の承認を行った時(注)以後、普通保険約款および他の特約に定める保険料領収前にペットが被った身体障害の取扱いに関する規定を適用しません。
- (注) 当会社が(1)の承認を行った時
保険期間の開始前に承認した場合は保険期間の開始した時とします。
- (3) 当会社は、次の①または②のいずれかに該当する場合は、(2)の規定にかかわらず、普通保険約款および他の特約に定める保険料領収前にペットが被った身体障害の取扱いに関する規定を適用するものとします。
- ①当会社がカード会社からこの保険契約の保険料を領収できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、カード会社に対して支払うべき保険料の全額を既に支払っている場合は、(2)の規定に従い、普通保険約款および他の特約に定める保険料領収前にペットが被った身体障害の取扱いに関する規定を適用しないものとします。
- ②会員規約等に定める手続が行われない場合

第3条（保険料の直接請求および請求保険料支払後の取扱い）

- (1) 第2条（保険料領収前に生じた身体障害の取扱い）(3)①に規定するこの保険契約の保険料を領収できない場合には、当会社は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。この場合において、保険契約者が、カード会社に対してこの保険契約の保険料を既に支払っているときは、当会社は、その支払った保険料について保険契約者に請求できないものとします。

(2) 保険契約者が会員規約等に従い、クレジットカードを使用した場合において、(1)の規定により当会社が保険料を請求し、保険契約者が遅滞なくその保険料を支払ったときは、第2条（保険料領収前に生じた身体障害の取扱い）(2)の規定を適用します。

第4条（保険契約の解除－初回保険料不払の場合）

- (1) 保険契約者が第3条（保険料の直接請求および請求保険料支払後の取扱い）(2)の保険料の支払を怠った場合で、初回保険料払込期日の属する月の末日までに、保険契約者から初回保険料の払込みがないときには、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約が付帯された保険契約を解除することができます。
- (2) (1) の規定による解除は、保険期間の初日から将来に向かってのみ効力を生じます。

第5条（保険料の返還の特則）

- (1) 普通保険約款および他の特約の規定により、当会社が保険料を返還する場合は、当会社は、次の①または②のいずれかの領収を確認した後に保険料を返還します。
①カード会社から当会社に支払われるべき保険料の全額
②第3条（保険料の直接請求および請求保険料支払後の取扱い）(1)の規定により当会社が保険契約者に直接請求した保険料がある場合には、その全額
- (2) (1)①に規定する保険料の全額を当会社が領収していない場合に、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、カード会社に対して支払うべき保険料の全額を既に支払っているときは、当会社は、その額を領収したものとします。

第6条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款および他の特約の規定を準用します。

保険契約の継続に関する特約（年払契約用）

＜用語の定義＞

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
通知書	次の①から③までのいずれかの内容を記載した書面をいいます。 ①継続契約をこの保険契約と同一の条件でお引き受けすること ②継続契約をこの保険契約と異なる条件でお引き受けすること ③継続契約をお引受けしないこと
保険証券等	保険証券または保険契約継続証をいいます。
継続契約	この保険契約の保険期間の終了日を保険期間の開始日とする保険契約をいいます。
提携金融機関	当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
指定口座	保険契約者の指定する口座をいいます。
普通保険約款	ペット医療費用保険普通保険約款をいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、当会社と保険契約者との間に、あらかじめ保険契約の継続についての合意がある場合に適用します。

第2条（保険契約の継続）

- (1) 当会社は、この保険契約の終了する日から起算して2か月前の日の属する月の初日までに、保険契約者に通知書を送付します。
- (2) 当会社は、(1)の規定によるこの保険契約の継続契約をお引き受けする場合の通知書には、継続する契約の内容を記載します。
- (3) (1)の規定により、この保険契約の継続契約をお引き受けする場合は、この保険契約の終了する日から起算して1か月前の日の属する月の初日までに、保険契約者より継続の取り止めまたは契約条件の変更などの意思表示がない場合には、この保険契約は、(2)に規定する通知書の内容で継続契約をお引き受けするものとします。
- (4) (3)の規定によりこの保険契約の継続契約をお引き受けした場合は、当会社は、保険証券等を保険契約者に交付します。

第3条（継続契約の保険料および保険料の払込方法）

- (1) 継続契約の保険料は、保険証券等記載の金額とします。
- (2) 継続契約の保険料の払込期日は、この保険契約の保険期間の終了す

る日とし、保険契約者は、払込期日までにその保険料を払い込むものとします。

(3) (2) の規定にかかわらず、次の①から③までのすべての条件を満たす場合には、第2条（保険契約の継続）(4) の規定による保険証券等に記載の期日を払込期日とし、指定口座から当会社の口座に振り替えることにより、またはクレジットカードを使用することにより、継続契約の保険料の払込みを行うものとします。

- ①当会社と保険契約者との間に、あらかじめ保険料を口座振替またはクレジットカードにより払い込むことについて合意があること
- ②口座振替の指定口座が提携金融機関に設定されていること、またはクレジットカードが提携クレジットカード会社の発行するものであり、その有効性等を確認できること
- ③保険契約者から当会社へ口座振替依頼書の提出がなされていること、またはクレジットカードの有効性等を確認するための情報の提供がなされていること

第4条（保険金を支払わない場合—継続契約の保険料不払の場合）

保険契約者が第3条（継続契約の保険料および保険料の払込方法）の継続契約の保険料について、その継続契約の保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末日までに、その払込みを怠ったときは、当会社は、継続契約の保険期間の初日の午後4時以降にペットが被った身体障害に対しては、保険金を支払いません。

第5条（保険契約の解除—継続契約の保険料不払の場合）

- (1) 保険契約者が第3条（継続契約の保険料および保険料の払込方法）の継続契約の保険料について、その継続契約の保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末日までに、その払込みを怠ったときは、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、継続契約を解除することができます。
- (2) (1) の規定による解除は、継続契約の保険期間の初日から将来に向かってのみその効力を生じます。

第6条（継続契約に適用される保険料）

- (1) 継続契約の保険料は、継続契約の保険期間の初日における、次の①から③までの条件によって計算します。
 - ①ペットの年齢
 - ②加入するプラン（保険金額および補償割合）
 - ③ペットの種類が犬の場合、ペットの体重
- (2) この保険契約に適用した保険料率が改定された場合には、当会社は、保険料率が改定された日以降に保険期間が開始する継続契約から改定後の保険料率を適用します。

第7条（継続契約に適用される特約）

- (1) この保険契約が第2条（保険契約の継続）の規定によりこの保険契約と同一の条件で継続された場合には、各継続契約ごとに、この保険契約に付帯された特約が適用されるものとします。
- (2) (1) の規定にかかわらず、第2条（保険契約の継続）の規定によりこの保険契約と異なる条件で継続された場合には、各継続契約ごとに、保険証券等に記載された特約が適用されるものとします。

第8条（継続契約の告知義務）

- (1) 第2条（保険契約の継続）(1) の規定によりこの保険契約を継続する場合において、保険契約申込書に記載した事項または保険証券等に記載された事項に変更があったときは、保険契約者または被保険者は、保険期間が終了する日から起算して1か月前の日の属する月の初日に、書面をもってこれを当会社に告げなければなりません。
- (2) (1) の規定による告知に関する普通保険約款第14条（告知義務）の規定の適用については、それぞれ次の①から③までの通り読み替えて適用します。
 - ①普通保険約款第14条（告知義務）(2) および(4)(2)の規定中「保険契約締結の際」とあるのは「保険契約継続の際」
 - ②同条(2)、(4)(3)および(5)の規定中「告知事項」とあるのは「告知事項および保険証券等に記載された事項」
 - ③同条(4)(3)の規定中「保険契約締結の際」とあるのは「保険契約を継続するとき」と、「締結していた」とあるのは「継続していた」とします

第9条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款および他の特約の規定を準用します。

保険契約の継続に関する特約（分割払契約用）

<用語の定義>

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
通知書	次の①から③までのいずれかの内容を記載した書面をいいます。 <ul style="list-style-type: none">①継続契約をこの保険契約と同一の条件でお引き受けすること②継続契約をこの保険契約と異なる条件でお引き受けすること③継続契約をお引き受けしないこと
保険証券等	保険証券または保険契約継続証をいいます。
継続契約	この保険契約の保険期間の終了日を保険期間の開始日とする保険契約をいいます。
払込期日	保険証券等記載の払込期日をいいます。
提携金融機関	当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
指定口座	保険契約者の指定する口座をいいます。
普通保険約款	ペット医療費用保険普通保険約款をいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険料分割払契約を付帯した保険契約で、当会社と保険契約者との間に、あらかじめ保険契約の継続についての合意がある場合に適用します。

第2条（保険契約の継続）

- (1) 当会社は、この保険契約の終了する日から起算して2か月前の日の属する月の初日までに、保険契約者に通知書を送付します。
- (2) 当会社は、(1) の規定によるこの保険契約の継続契約をお引き受けする場合の通知書には、継続する契約の内容を記載します。
- (3) (1) の規定により、この保険契約の継続契約をお引き受けする場合は、この保険契約の終了する日から起算して1か月前の日の属する月の初日までに、保険契約者より継続の取り止めまたは契約条件の変更などの意思表示がない場合には、この保険契約は、(2) に規定する通知書の内容で継続契約をお引き受けするものとします。
- (4) (3) の規定によりこの保険契約の継続契約をお引き受けした場合には、当会社は、保険証券等を保険契約者に交付します。

第3条（継続契約の分割保険料および保険料の払込方法）

- (1) 継続契約の分割保険料は、保険証券等記載の金額とします。
- (2) 保険契約者は、継続契約の分割保険料を払込期日までに払い込むものとします。
- (3) (2) の規定にかかわらず、次の①から③までのすべての条件を満たす場合には、第2条（保険契約の継続）(4) の規定による保険証券等に記載の期日を払込期日とし、指定口座から当会社の口座に振り替えることにより、またはクレジットカードを使用することにより、継続契約の保険料の払込みを行うものとします。
 - ①当会社と保険契約者との間に、あらかじめ保険料を口座振替またはクレジットカードにより払い込むことについて合意があること
 - ②口座振替の指定口座が提携金融機関に設定されていること、またはクレジットカードが提携クレジットカード会社の発行するものであり、その有効性等を確認できること
 - ③保険契約者から当会社へ口座振替依頼書の提出がなされていること、またはクレジットカードの有効性等を確認するための情報の提供がなされていること

第4条（保険金を支払わない場合—継続契約の分割保険料不払の場合）

保険契約者が第3条（継続契約の分割保険料および保険料の払込方法）の継続契約の分割保険料について、その継続契約の分割保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末日までに、その払込みを怠った場合で、その継続契約の分割保険料が第1回分割保険料のときは、当会社は、継続契約の保険期間の初日の午後4時以降にペットが被った身体障害に対しては、保険金を支払いません。

第5条（継続契約に適用される保険料）

- (1) 継続契約の保険料は、継続契約の保険期間の初日における、次の①から③までの条件によって計算します。
 - ①ペットの年齢
 - ②加入するプラン（保険金額および補償割合）
 - ③ペットの種類が犬の場合、ペットの体重

(2) この保険契約に適用した保険料率が改定された場合には、当会社は、保険料率が改定された日以降に保険期間が開始する継続契約から改定後の保険料率を適用します。

第6条（継続契約に適用される特約）

- (1) この保険契約が第2条（保険契約の継続）の規定によりこの保険契約と同一の条件で継続された場合には、各継続契約ごとに、この保険契約に付帯された特約が適用されるものとします。
- (2) (1) の規定にかかわらず、第2条（保険契約の継続）の規定によりこの保険契約と異なる条件で継続された場合には、各継続契約ごとに、保険証券等に記載された特約が適用されるものとします。

第7条（継続契約の告知義務）

- (1) 第2条（保険契約の継続）(1) の規定によりこの保険契約を継続する場合において、保険契約申込書に記載した事項または保険証券等に記載された事項に変更があったときは、保険契約者または被保険者は、保険期間が終了する日から起算して1か月前の日の属する月の初日に、書面をもってこれを当会社に告げなければなりません。
- (2) (1) の規定による告知に関する普通保険約款第14条（告知義務）の規定の適用については、それぞれ次の①から③までの通り読み替えて適用します。
- ①普通保険約款第14条（告知義務）(2) および(4)②の規定中「保険契約締結の際」とあるのは「保険契約継続の際」
- ②同条(2)、(4)③および(5)の規定中「告知事項」とあるのは「告知事項および保険証券等に記載された事項」
- ③同条(4)③の規定中「保険契約締結の際」とあるのは「保険契約を継続するとき」と、「締結していた」とあるのは「継続していた」とします。

第8条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款および他の特約の規定を準用します。

通信販売に関する特約

＜用語の定義＞

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
通知書等	第1条（保険契約の申込み）(1) に規定する通知書または引受内容等を記載した書面および保険契約確認画面をいい、次の①から④までの事項を記載するものとします。 ①保険料 ②保険料の払込方法および金融機関等、保険料払込みに必要な事項 ③当会社が引受けを行う保険契約の内容に関する事項 ④口座振替により保険料払込みを行なう場合、保険料の払込期限

第1条（保険契約の申込み）

- (1) 当会社に対して通信により保険契約の申込みをしようとする者は、次の①または②の方法により保険契約の申込みをすることができるものとし、当会社は、その申込みを受けた場合には、保険契約引受けの可否を審査し、引受けを行うものについては、それぞれ下表に定める手続を行います。

申込方法	引受けを行う場合の当会社の手続
①保険契約申込書に所要の事項を記載し、当会社に送付すること。	通知書または引受内容等を記載した書面を保険契約者に送付します。
②インターネット（注）の専用ウェブサイト上の保険契約申込画面に所要の事項を入力し、保険契約確認画面の内容を確認し、これらを送信すること。	保険契約者に対して引受内容等を通知します。

（注）インターネット

インターネットおよびエクストラネットを含みます。

第2条（保険料および保険料の払込方法）

保険契約者は、通知書等に従い、保険料を払い込まなければなりません。

第3条（保険契約の解除－保険料不払の場合）

- (1) 当会社は、通知書等に記載された保険料（注）の払込期限までに保険料の払込みがない場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (注) 保険料
この保険契約に、保険料分割払特約が付帯されている場合は、第1回分割保険料とします。
- (2) (1) の規定による解除は、保険期間の初日から将来に向かってのみ効力を生じます。

第4条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款および他の特約の規定を準用します。



〈引受保険会社〉



ペット&ファミリー
少額短期保険株式会社

〒113-0033 東京都文京区本郷三丁目34番3号
TEL 0120-584-412

<http://www.petfamilyins.co.jp/>

※ご契約の取扱代理店は、保険証券に表示しております。

※ペット&ファミリー少額短期保険株式会社は、T&D保険グループの一員です。

PF-A-5 13.08.30